

○国東市学校給食費条例施行規則

（ 令和3年3月19日
国東市規則第12号 ）

改正 令和5年12月28日規則第38号

（趣旨）

第1条 この規則は、国東市学校給食費条例(令和2年国東市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（保護者に準ずる者）

第3条 条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 未成年後見人その他の者で、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)を現に監護する者
- (2) その他保護者に準ずる者として市長が認めた者
(提供の申込み等)

第4条 保護者等は、当該保護者等に係る児童等への学校給食の提供を受けようとするときまでに、学校給食申込書(様式第1号)を、教職員等は、学校給食の提供を受けようとするときまでに、学校給食申込書(教職員用)(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、保護者等に前項に規定する申込書を提出することができない事情があると認める場合において、当該保護者等に係る児童等への学校給食の提供を受ける意思が確認できるときは、同項に規定する方法以外の方法により、学校給食の提供に係る申込みを受けすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童等の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該児童等の保護者等からの申込みがない場合であっても、学校給食の提供を決定することができる。

（学校給食の一部の停止）

第5条 学校等の長は、当該学校に在籍する児童等又は教職員等が食物アレルギー等の身体的理由により、次の各号のいずれかに該当する場合において、学校給食の一部を停止させようとするときは、学校給食一部停止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該理由が年度を超えて継続するときは、毎年度、当該一部停止届を提出しなければならないものとする。

- (1) 給食用牛乳の提供を受けられないとき。
- (2) 給食用牛乳以外の学校給食の提供を受けられないとき。

(学校給食費の額)

第6条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ(1)又はロ(1)の規定に該当する幼稚園の幼児は、37円とする。

(1) 小学校の児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 220円

(2) 義務教育学校の第1学年から第6学年までの児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 220円

(3) 中学校の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 240円

(4) 義務教育学校の第7学年から第9学年までの生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 240円

(5) 幼稚園の幼児及び当該幼児と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 200円

2 前項の規定にかかわらず、児童等又は教職員等が次の各号のいずれかに該当し、給食の一部を停止して実施するときは、当該各号に定める額を学校給食費の1食当たりの額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するとき 前項各号に定める額から公益財団法人大分県学校給食会が定める学校給食用牛乳の売渡価格に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額

(2) 前条第1項第2号に該当するとき 前号の規定による学校給食用牛乳の売渡価格に相当する額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 一の年度における、保護者等が納付すべき当該保護者等に係る児童等ごとの学校給食費又は教職員等が納付すべき当該教職員等ごとの学校給食費の額(以下「年間納付額」という。)は、第1項各号及び前項各号に定める額に、当該年度に当該学校給食の提供を受ける者に対して学校給食を提供した回数(以下「学校給食実施回数」という。)を乗じて得た額とする。

(学校給食の終了又は停止)

第7条 学校等の長は、当該学校に在籍する児童等又は教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合において、学校給食の提供を終了させようとするときは、学校給食終了届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(1) 転出等により学校給食が実施されなくなるとき。

(2) アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食を辞退するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 学校等の長は、当該学校等に在籍する児童等又は教職員等が次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、学校給食の提供を停止させようとするときは、学校給食

停止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該事由が年度を超えて継続するときは、毎年度、当該停止届を提出しなければならないものとする。

(1) 事故、傷病等により、本市が学校給食を実施する日(以下「学校給食実施日」という。)において、学校給食の提供を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

3 市長は、前2項に規定する書面の提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日において実施した学校給食の回数を年間納付額の算定における学校給食実施回数から除くものとする。

(1) 学校給食終了届の提出があった場合 提出日の翌日から起算して3日(国東市の休日を定める条例(平成18年国東市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)を経過する日以後の学校給食実施日

(2) 学校給食停止届の提出があった場合 提出日の翌日から起算して3日(休日を除く。)を経過する日から学校給食の提供を再開した日の前日までの期間の学校給食実施日 ただし、当該期間が5日以上の場合に限る。

4 学校長等は、第2項の規定により停止していた学校給食の提供を再開させようとするときは、学校給食再開届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(年間納付額の調整)

第8条 市長は、災害その他やむを得ない理由により予定していた学校給食の提供ができなかったときは、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

(学校給食費の納付方法)

第9条 保護者等及び教職員等は、学校給食費を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他の市長が認める方法により納付することができる。

(月ごとの納付額及び納期限)

第10条 保護者等及び教職員等は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納期限及び納付額は、別表に定めるとおりとする。

2 教職員等のうち学校給食を受けるその他の者は、学校給食の提供を受けた日の属する月の翌月末日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)までに当該提供に係る学校給食費を納付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により難いときは、これらの規定による納期限及び納付額を変更することができる。

4 第6条第2項に該当する保護者等及び教職員等の納付額は、第1項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

(納付額の調整)

第11条 前条第1項の規定により、分割して納付する納付額は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 月の途中から学校給食を実施した月の納付額及び第7条第2項の規定による学校給食の停止により月の途中で学校給食が実施されなくなった月の納付額 第6条第1項各号又は同条第2項各号の区分に応じ、当該各号に定める学校給食費の1食当たりの額に当該月に学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額(以下「調整額」という。)。ただし、調整額が前条第1項別表に定める学校給食の提供を受ける者の区分に応じた期別納付額を超えるときは、同項別表に定める学校給食の提供を受ける者の区分に応じた期別納付額

(2) 第7条第1項の規定により、学校給食を終了した月の納付額 年間納付額から、学校給食の実施を開始した月から学校給食を終了した月までに納付すべき金額の合計額を減じて得た額

2 第7条第2項の規定による学校給食の停止において、停止期間中一の月の全日において、学校給食の提供を受けなかった場合の当該月の納付額は、0円とする。

(就学援助認定者の特例)

第12条 保護者等が国東市就学援助規則(平成20年国東市教育委員会規則第7号)第6条の規定により就学援助の認定を受けている場合であって、当該児童又は生徒が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の教育扶助を受けていないときの第6条に規定する学校給食費の1食当たりの額又は第10条第1項及び第4項に規定する納付額は、当該児童又は生徒の学校給食の提供を受ける者の区分に応じた額の2割に相当する額とする。

(学校給食費の充当及び還付)

第13条 市長は、学校給食費につき過誤納金がある場合は、これを当該保護者等又は教職員等に係る未納の学校給食費に充当するものとする。

2 前項に規定する場合において、充当を行わないときは、当該保護者等又は教職員等に係る当該過誤納金を還付する。

(督促等)

第14条 学校給食費の滞納に対して採るべき措置については、国東市債権管理条例(平成25年国東市条例第1号)の定めるところによる。

(学校給食費の減免)

第15条 条例第6条の規定による学校給食費の減免は、災害等により保護者等に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合に行うものとする。

2 減免を受けようとする保護者等は、学校給食費減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、学校給食費減免

決定通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和5年度における学校給食費の額及び徴収方法の特例)

2 令和6年1月から3月における学校給食費の額は、学校給食を受ける児童、生徒又は幼児1人あたり月額3,000円を上限に減額することとし、令和5年12月期から令和6年3月期における保護者等が納付すべき学校給食費の額は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

期別	学校給食費の額		
	学校給食の提供を受ける者の区分		
	小学校、義務教育学校の第1学年から第6学年までの児童	中学校、義務教育学校の第7学年から第9学年までの生徒	幼稚園の幼児
12月期	年間納付額のうち、12月期までに納付すべき額から、4月期から11月期までにおいて納付すべき額の合計額を減じて得た額		
1月期	1月期において学校給食を提供した回数に、第6条第1項に規定される額を乗じた額から、3,000円を上限として減じて得た額		
2月期	2月期において学校給食を提供した回数に、第6条第1項に規定される額を乗じた額から、3,000円を上限として減じて得た額		
3月期	3月期において学校給食を提供した回数に、第6条第1項に規定される額を乗じた額から、3,000円を上限として減じて得た額		

附 則 (令和5年12月28日国東市規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

期別	納期限	学校給食費の額		
		学校給食の提供を受ける者の区分		
		小学校、義務教育 学校の第1学年か ら第6学年までの 児童及び当該児童 と同様の学校給食 の提供を受ける教 職員等	中学校、義務教育 学校の第7学年か ら第9学年までの 生徒及び当該生徒 と同様の学校給食 の提供を受ける教 職員等	幼稚園の幼児及び 当該幼児と同様の 学校給食の提供を 受ける教職員等
4月期	5月末	4,100円	4,500円	3,700円
5月期	6月末			
6月期	7月末			
7月期	8月末			
9月期	10月末			
10月期	11月末			
11月期	12月25日			
12月期	1月末			
1月期	2月末			
2月期	3月末			
3月期	3月末	年間納付額から、4月期から2月期までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額		

備考

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ(1)又はロ(1)の規定に該当する幼稚園の幼児の納付額は700円とする。
- 2 納期限の欄に掲げる日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納期限とする。